

改正 平成24年8月広総務第753号

平成28年1月広総務第97号

各部長・参事官  
各所属長

警察署協議会の円滑な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり定め、平成13年6月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

広島県警察署協議会事務処理要領

## 第1 趣旨

この要領は、警察法（昭和29年法律第162号）、広島県警察署協議会条例（平成13年広島県条例第4号。以下「条例」という。）、広島県警察署協議会運営規則（平成13年広島県公安委員会規則第7号）及び広島県警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程（平成13年広島県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、警察署協議会（以下「協議会」という。）の事務処理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 協議会における実施事項

1 警察署長（以下「署長」という。）は、地域住民及びその地域における安全に関する問題に日常的に関わりを有する者（以下「地域住民等」という。）の意向を警察署の業務運営に適切に反映させるため、次に掲げる事項について説明して意見を聴取するとともに、協議会を通じて地域住民等の理解と協力を求めるものとする。

- (1) 警察署の管轄区域内における安全に関する業務重点
- (2) 警察署において実施した業務の状況及び今後の業務運営

2 前記1の規定による説明に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 協議会の委員（以下「委員」という。）が理解しやすい内容とすること。
- (2) 個人のプライバシーを保護すること。

3 前記1のほか、署長は必要に応じて地域住民等が解決を望んでいる事項についても意見を聴取するよう配慮するものとする。

## 第3 委員の候補の推薦等

署長は、規程第2条第1項の規定により委員の候補を推薦するに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

### (1) 委員に関する事項

管轄区域内に居住し、又は管轄区域内で業務を行う者で、次の要件を満たすもののうちから推薦すること。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- ウ 健康で活動力を有すること。

### (2) 協議会の構成に関する事項

民意を公正に警察運営に反映させるため、次に掲げる事項を考慮すること。

- ア 特定分野に偏ることがないようにすること。
- イ 必要により、自治会、自治体等の意見を聴くこと。
- ウ 広島県男女共同参画プランを踏まえ、女性の参画を促進すること。
- エ 新たな人材の確保に努めること。

## 第4 委員の補欠の手続

署長は、委員に欠員が生じたときは、速やかに後任者の候補の推薦を行うものとする。

## 第5 委員の解嘱等

署長は、委員が前記第3の(1)の要件を満たさなくなると認められるときは、条例第3条第4項の特別の理由に該当することに留意するものとする。

## 第6 書類の提出

署長は、規程第2条第2項又は第4条により書類を提出するときは、総務部総務課長を経由して行うものとする。

## 第7 会議の開催

### 1 配意事項

署長は、協議会の会議の開催に当たっては、次に掲げる事項について配意するものとする。

- (1) 会議の開催時期、回数等については、協議会の会長と協議すること。
- (2) 前記第2に規定する事項を都度、実施していくこと。
- (3) 協議会の意見を聴く必要があると認めた場合は、協議会の会長に会議の開催を要請すること。

### 2 意見に対する対応

署長は協議会で提出された意見に対しては、その対処を検討するなど誠実に対応するものとする。

なお、他の行政機関の事務と関わりを有するものについては、当該行政機関と連携を図るものとする。

### 3 報告

署長は、会議終了後、警察本部長に対し、警察署協議会議事録（別記様式第1号）の写し及び警察署協議会における意見への対応方針書（別記様式第2号）により、速やかに報告するものとする。

## 第8 協議会の庶務

条例第5条に定める協議会の庶務は、警察署の警務課で行い、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 協議会の開催に関すること。
- (2) 委員の出欠に関すること。
- (3) 議事概要の作成に関すること。
- (4) 委員の氏名及び議事概要の公開に関すること。
- (5) その他協議会の庶務に関すること。

## 第9 相互の意見交換

警察本部長は必要により、各協議会の会長の出席を求め、相互の意見交換を図るものとする。

(別記)

様式第1号

(第7関係)

様式第2号

(第7関係)

警 察 署 協 議 会 議 事 録

広島県 警察署協議会

開 催 日 時	年 月 日 ( ) 午 時 分から 午 時 分まで
開 催 場 所	
出 席 者	1 協議会側 2 警察署側
議 事 要 旨	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

年 月 日

警 察 本 部 長 様

警 察 署 長  
(課 名)

警察署協議会における意見への対応方針書

みだしのことについて次のとおり報告します。

記

協 議 会 名	広島県 警察署協議会
開 催 年 月 日	年 月 日 ( )
意 見 の 内 容 ( )内は、意見 の提出委員の氏名	
対 応 状 況 又 は 今 後 の 対 応 方 針	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。